

医療法人 中 山 会

「桜の里」介護予防通所リハビリテーション利用約款

(令和7年度)

桜の里介護予防通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 桜の里（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者又は身元引受人は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めるることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が桜の里指定通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したのち効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終

了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1ヶ月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者又及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日頃に送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。（※日々支払う方法でも可）
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の居宅サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び身元引受人から、予め同意を得ておきます。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 施設は、利用者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(虐待防止)

第14条 当施設は利用者の人権擁護、虐待防止の為に、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」）を遵守するとともに、責任者を設置する等必要な体制の整備及びその従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

桜の里 介護予防通所リハビリテーション事業所のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | | |
|-----------|--|-----------------------|
| ・施設名 | 桜の里介護予防通所リハビリテーション事業所 | |
| ・開設年月日 | 平成6年6月1日 | |
| ・所在地 | 熊本県合志市須屋702 | |
| ・電話番号 | 096-343-8377 | ・ファックス番号 096-346-0371 |
| ・管理者名 | 信岡 幸彦 | |
| ・介護保険指定番号 | 桜の里介護予防通所リハビリテーション事業所
(4352680021号) | |

(2) 事業の目的と運営の方針

(目的)

医療法人中山会が開設する介護老人保健施設桜の里（以下「施設」という。）は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者等（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じた日常生活を営むことのできるように、適正な運営を確保し、適切な介護予防通所リハビリテーション事業を提供することを目的とします。

(運営の方針)

利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師の指示のもと、理学療法士・作業療法士その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持回復を図ります。

2 介護予防通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう目的を設定し、計画的にその提供を行います。

3 居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスに努めます

(3) 従業員の職種、定数及び職務内容

1. 医師 1名 介護老人保健施設・指定短期入所療養介護事業兼務

医師は、利用者の病状に応じて療養上妥当適切に診察を行います。

2. 看護職員 1名 現員 名（内パート 名）

看護職員は、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって看護を提供します。

3. 介護職員 5名 現員 名（内パート 名）

介護職員は、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって看護を提供します。

4. 理学療法士又は作業療法士 1名 現員 名（内パート 名）

介護老人保健施設・指定短期入所療養介護事業所兼務理学療法士及び作業療法士は、利用者の心身の諸機能維持回復を図り日常生活の自立を図るため、必要に応じて適切なリハビリテーションを提供します。

(4) 指定通所定員 40名(1ユニット)

2. サービス内容

- ① 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事 (*食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
- ③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 機能維持回復訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 基本時間外施設利用サービス (何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた介護予防通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に限る)
- ⑧ 行政手続代行
- ⑨ その他

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名 称 財団法人 江南病院
・住 所 熊本市渡鹿5丁目1-37

・名 称 医療法人 朝日野会 朝日野総合病院
・住 所 熊本市室園町12-10

・協力歯科医療機関

・名 称 ちぢいわ歯科クリニック
・住 所 熊本県合志市須屋3673

・名 称 今村歯科医院
・住 所 熊本県合志市須屋709-4

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会
- ・飲酒・喫煙
- ・火気の取扱い
- ・設備・備品の利用
- ・所持品・備品等の持ち込み
- ・金銭・貴重品の管理
- ・宗教活動
- ・ペットの持ち込み

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、屋外非常階段、救助袋
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話096-343-8377）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

桜の里介護予防通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護予防通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援度によって利用料が異なり、介護保険負担割合証に記載されている割合にて異なります。）

要 介 護 度	8 時間未満	1ヶ月の 利用回数	備 考
要 支 援 1	22, 680円／月	週1回	送迎・入浴を含む
要 支 援 2	42, 280円／月	週2回	"

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

サービス提供強化加算は、事業所の介護福祉士の配置基準に対する加算です。

要支援1 720円／月 要支援2 1, 440円／月

(3) 加算料金負担金（選択的サービス）

① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）は（基本料金+算定した加算料金の合計）×1000分の86となります。

② リハビリテーションの質の向上に向けた評価

（利用開始月開始から12月を超えた場合、1月あたり以下の単位数を減算する。）

要支援1 △1, 200円／月 要支援2 △2, 400円／

- ③ 口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）は、利用開始時および6ヶ月ごとに、口腔スクリーニングと栄養スクリーニングを実施し、結果をその都度、介護支援専門員に提供した場合に、1回200円加算されます。
- ④ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症の利用者を対象に、高齢者とはサービスの提供を区分して利用者の特性等に応じたサービスを行った場合に、1月あたり2,400円加算されます。
- ⑤ 退所時共同指導加算は、病院や診療所を退院する利用者に対し、事業所の理学療法士、作業療法士が退院前カンファレンスに参加し、退所時共同指導を行った後に、初回サービス提供を行った場合に、6,000円加算されます。

（4） 食事費 （昼食代） 660円

原則として食堂でおとりいただきます。なお、介護予防通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

※8時45分以降の欠席の連絡もしくは、当日利用途中で体調不良や怪我等で早めに帰られる方や緊急搬送になった場合も、お食事代をご負担いただきますのでご了承ください。

（5） その他の料金

- ① 健康管理費 実費
- ② 訓練材料費 実費（手芸等の材料を個人で希望される方のみ）

（6） 支払い方法

- ・ 毎月20日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。利用申込みの際にお選びください。

令和7年5月1日 改定